



埼玉県報

号外第 23 号
平成 29 年(2017 年)
9 月 29 日
金曜日

目次

告示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙時登録の登録基準日等（選挙管理委員会）
- 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる日（選挙管理委員会）
- 衆議院比例代表選出議員選挙につき市町村の区域を分けて開票区を設置（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県選管告示第四十四号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 登録基準日 平成二十九年十月九日

（ただし、年齢については平成二十九年十月二十二日）

二 登録日 平成二十九年十月九日

告 示

埼玉県選管告示第四十五号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、平成二十九年十月十日とする。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

告 示

埼玉県選管告示第四十六号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定に基づき、市区町村の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

市区名		開票区名		同上区域	
さいたま市見沼区		さいたま市見沼区 第一開票区	さいたま市見沼区 第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第一区に 属するさいたま市見沼区の区域	
熊谷市		熊谷市 第一開票区	熊谷市 第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十二区 に属する熊谷市の区域	
川口市		川口市 第一開票区	川口市 第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第二区に 属する川口市の区域	
春日部市		春日部市 第一開票区	春日部市 第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十三区 に属する春日部市の区域	
鴻巣市		鴻巣市 第一開票区	鴻巣市 第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第六区に 属する鴻巣市の区域	
越谷市		越谷市 第一開票区	越谷市 第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第三区に 属する越谷市の区域	
久喜市		久喜市 第一開票区	久喜市 第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第十三区 に属する久喜市の区域	
ふじみ野市		ふじみ野市 第一開票区	ふじみ野市 第二開票区	衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第七区に 属するふじみ野市の区域	
				衆議院小選挙区選出議員選挙埼玉県第八区に 属するふじみ野市の区域	